

# 公立大学法人大阪内部統制実施規程

平成31年4月1日

規程第15号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪（大阪公立大学、大阪公立大学医学部附属病院及び大阪公立大学工業高等専門学校）の組織を含む。以下「法人」という。）における業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）に関し必要な事項を定めることにより、法令等を遵守しつつ業務を遂行し、法人の中期目標等に基づき教育・研究・社会貢献の使命を有効かつ効率的に果たすとともに、健全で適正な法人の運営並びに社会的信頼の維持に資することを目的とする。

2 法人における内部統制システムに関しては、法令及び法人の規程等で定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 内部統制システム 役員（監事を除く。）及び役員の権限の委任を受けた教職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制をいう。

(2) 役職員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人の役員及び教職員等法人に勤務する者

イ 法人と雇用関係はないが、教育及び研究等において大阪公立大学、大阪公立大学医学部附属病院及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「大学等」という。）に所属若しくは従属する者

ウ 法人と雇用関係はないが、教育及び研究等において大学等に関係すると認められた者

(3) 部局等 公立大学法人大阪組織規程第3章に規定する教育・研究組織等及び事務組織をいう。

## (内部統制最高責任者)

第3条 法人に、内部統制最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

2 最高責任者は、内部統制システムを整備し、その最終責任を負う。

(内部統制統括責任者)

第4条 法人に、内部統制統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、理事長が決定する。

2 統括責任者は、法人における内部統制システムの推進及び実施に関する業務を統括する。

(内部統制統括副責任者)

第5条 大学等に、内部統制統括副責任者（以下「統括副責任者」という。）を置き、学長、病院長及び高専校長をもって充てる。

2 統括副責任者は、統括責任者の指示に基づき、統括責任者を補助し、大学等における内部統制システムの推進及び実施に関する業務を行う。

(内部統制推進責任者)

第6条 部局等に、内部統制推進責任者（以下「責任者」という。）を置き、部局等の長をもって充てる。

2 責任者は、部局等における内部統制システムを推進し実施する。

(内部統制推進副責任者)

第7条 部局等に、内部統制システムの業務の管理・運営ができるよう内部統制推進副責任者（以下「副責任者」という。）を置くことができる。

2 副責任者は、責任者が指名するものをもって充てる。

3 副責任者は、責任者の指示に基づき、責任者を補助し、部局等における内部統制システムの業務を推進し実施する。

(役職員等の責務)

第8条 役職員等は、内部統制システムに重大な問題が発生した場合、又は役職員等の不正、違法行為若しくは適正な業務に関する不当事実を発見し、若しくは通報があった場合には、責任者及び総括副責任者を通じて、統括責任者に報告しなければならない。

2 統括責任者は、内部統制上の重大な問題を認識したときは、直ちに最高責任者に報告し、併せて必要な緊急措置及び是正措置を執るものとする。

(内部統制システムの推進部署)

第9条 最高責任者は、内部統制システムを推進するため、法人に総括推進部署を置くとともに、大学等に推進担当部署を置くことができる。

(監事及び会計監査人との連携)

第10条 最高責任者は、内部統制システムの整備及び運用状況に関し、監事及び会計監査人と定期的又は随時に、意見及び情報の交換を行う。

2 監事は、法人の適正な業務体制の整備及び運用状況に関し必要と認める場合は、役職員等から報告を求め、又は関連する文書・資料の閲覧又は提出を求めることができる。

(内部統制推進委員会)

第11条 法人に、内部統制システムに関する重要事項を審議するため、内部統制推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第12条 委員会は、次に掲げる事項について審議又は調査を行う。

- (1) モニタリングに関する事項
- (2) 内部統制システムの検証及び改善に関する事項
- (3) リスク管理に関する事項
- (4) その他適正な業務に関する重要事項

(委員会の組織)

第13条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 最高責任者
- (2) 統括責任者
- (3) 統括副責任者
- (4) 常勤理事
- (5) その他理事長が指名する者

2 監事は、委員会に出席できるものとする。

(委員長)

第14条 委員会に委員長を置き、最高責任者をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、統括責任者が、議長の職務を代行する。

(議事)

第15条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決をすることができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第16条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(モニタリング)

第17条 内部統制システムの有効性を監視するため、次の各号に掲げるモニタリングを行う。

(1) 日常的モニタリング

(2) 独立的評価

2 日常的モニタリングは、部局等が自己点検・評価により行う。

3 独立的評価は、監査室による内部監査並びに監事及び会計監査人による監査により行う。

4 内部監査及び監事による監査については、公立大学法人大阪内部監査規程（平成31年規程第211号）及び公立大学法人大阪監事監査規程（規程第210号）による。

第18条 責任者は、内部統制の実施状況について検証するとともに、定期的に統括副責任者に報告するものとする。

2 統括副責任者は、前項の報告及び前条第1項の日常的モニタリングに係る結果報告を委員会に行うものとする。

3 最高責任者は、前項の報告の結果必要と認めるときは、委員会の議を経て、統括責任者に改善を命ずるものとする。

4 統括責任者は、前項の改善を命じられたときは、速やかに、自ら又は責任者に命じ、改善の措置を講じるとともに、その内容及び結果について、委員会を通じて、最高責任者に報告するものとする。

(研修)

第19条 統括責任者は、職員等に対する研修を充実するため、必要な措置を講ずるものとする。

(体制の整備)

第20条 最高責任者は、内部統制システムの円滑な運営を図るため、内部統制システムに係る情報の伝達が確実に行われるよう情報システムの整備に努めるものとする。

2 最高責任者は、内部統制システムに関する取組みについての不断の見直しを行うものとする。

(事務)

第21条 この規程に関する庶務は、本部事務機構総務部総務課において行う。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、内部統制システムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規程第302号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規程第70号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。